

## 東倉内町駐車場の使用申込時における注意事項について（随時募集）

下記の事項を、ご確認、ご了承のうえ、「駐車場使用申込書」をご提出ください。

1. 沼田まつり期間、及び期間前の5日、期間後の2日程度は使用出来ません。  
また、その間の駐車場使用料の減額はいたしません。  
なお、期間中は、自己の責任において適切な場所に車両の移動をお願いいたします。  
代換えの駐車場はありません。
2. 駐車区画は選べませんので、ご了承のうえ、お申し込みください。
3. 賃貸借料は、月額5,000円（消費税込み）とし、日割りはありません。

### ①受付等

受付時間は午前8時30分から午後5時15分（昼休みを除く）です。  
土曜、日曜、祝日は除きます。  
持参又は郵送とします。

### ②申込書の提出

「駐車場使用申込書」に必要事項を記載して提出してください。  
住所、氏名、生年月日、電話番号、車両の種類（普通自動車、小型自動車、軽自動車等）、車名、車両番号を記載してください。

### ③使用決定

使用者に決定した方には、「駐車場使用決定通知書」と契約に必要な書類（契約書、普通財産貸付申請書、誓約書等）を送付、若しくはお渡しいたします。  
駐車区画位置もお知らせいたします。

### ④賃貸借契約

賃貸借契約は、1年間とします。  
その後は、申し出がなければ、5年を超えない範囲内で契約をさらに1年継続するものとし、以下同様とします。ただし、5年を超える場合は、再度、申込みが必要となります。

### ⑤賃貸借料の支払い

賃料のお支払いは、当面の間、納付書を送付しますので、期限までに市の指定金融機関の窓口、又は市役所資産活用課財産管理係にて納入頂きます。  
毎月の賃料は前月末までにお支払い頂きます。ただし、4月分は4月末までにお支払い頂きます。

### ⑥駐車区画等

1区画は5m×2.7mです。通路は約5.25～約5.55mです。  
駐車できる普通車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第64号）別表第一に規定する普通自動車（長さ5m、幅2m以内）、小型自動車又は軽自動車です。  
区画番号は裏面のとおりです。

### ⑦駐車場トラブル

駐車場内でのトラブルについては、市では一切責任を持ちませんので、個人にて解決をお願い致します。

### ⑧除雪は行いませんので、ご承知おきください。

### ⑨車庫証明の対応はいたしません。

### ⑩提出書類は全て自署でお願いいたします。

※その他の問合せは下記の連絡先までお願いいたします。

沼田市役所資産活用課財産管理係  
連絡先 23-2111（内線4044）

区画图

